

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社サイバーリンクス
【英訳名】	CYBERLINKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
【縦覧に供する場所】	株式会社サイバーリンクス東日本支社 (東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階) 株式会社サイバーリンクス西日本支店 (大阪市淀川区宮原四丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 東直樹は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業は主に、食品流通業向け基幹業務クラウドサービス、地方自治体向け行政情報システムの開発、導入、それに伴う保守・運用サービスの提供、並びに携帯電話販売代理店事業を行っており、経営管理上、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を計る指標として重要と考えられることから、売上高を「重要な事業拠点」の選定指標としました。当社及び連結子会社の事業部門を事業拠点の単位とし、各事業拠点の売上高（事業部門）の金額が高い拠点から合算していき、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度の売上高のおおむね3分の2程度に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社及び連結子会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、サービス提供の過程で多額に計上される勘定科目の、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税効果会計プロセス、固定資産減損プロセス、各種引当金プロセス等を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の手続による評価の結果、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。